

生命保険と損害保険の実務 コントロールタワー

内 容	ページ
テーマ 1 生命保険の種類 テーマ 2 法人契約の生命保険 テーマ 3 個人契約の生命保険 テーマ 4 法人契約の損害保険 テーマ 5 個人契約の損害保険	P 1 ~ P 37

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

生命保険と損害保険の実務 CONTENTS

テーマ1 生命保険の種類

1-1 生命保険の種類	2
-------------------	---

テーマ2 法人契約の生命保険

2-1 法人契約の定期保険の取扱い	6
2-2 法人契約の養老保険の取扱い金額	8
2-3 法人契約の定期付養老保険の取扱い	12
2-4 法人契約の個人年金保険の取扱い	16

テーマ3 個人契約の生命保険

3-1 生命保険料控除	20
3-2 受け取った生命保険の一時金の課税関係	22
3-3 受け取った生命保険の年金の課税関係	24
3-4 一時金と年金が支払われる場合の課税関係	26

テーマ4 法人契約の損害保険

4-1 法人契約の傷害保険の取扱い	28
4-2 法人契約の積立傷害保険の取扱い	30
4-3 法人契約の火災保険の取扱い	32

テーマ5 個人契約の損害保険

5-1 地震保険料控除	34
5-2 損害保険契約に基づく満期返戻金等の取扱い	36

テーマ 1

生命保険の種類

● このテーマの学習内容 ●

項目及び内容	
1－1	生命保険の種類
1	生命保険の基本型
2	生命保険の分類

1-1 生命保険の種類

1 生命保険の基本型

生命保険には様々なものがあるが、どの保険も次の3つの組み合わせでできている。

(1) 死亡保険

被保険者が死亡した場合に保険金が支払われる生命保険であり、保険期間中の死亡を保障する定期保険と、被保険者の生涯の死亡を保障する「終身保険」などがある。

(2) 生存保険

被保険者が一定期間生存していた場合に保険金が支払われる生命保険であり、「個人年金保険」や「貯蓄保険」などがある。

(3) 生死混合保険

死亡保険と生存保険を組み合わせた保険であり、保険期間中に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ、満期において生存していた場合には満期保険金が支払われる。

代表的なものに「養老保険」などがある。

2 生命保険の分類

生命保険の種類は概ね15種類あり、その特徴ごとに分類すると次のようになる。

1 遺族保障（8種類）

(1) 定期保険

保険期間が一定の遺族保障であり、保険期間中に被保険者が死亡した場合のみ保険金が支払われ、満期保険金はない掛け捨ての保険である。

(2) 生存給付金付定期保険

保険期間が一定の遺族保障であり、保険期間中の一定時期に生存給付金が受け取れるのが特徴である。

(3) 養老保険

保険期間が一定の遺族保障であり、保険期間中に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が、生存したまま満期を迎えた場合には満期保険金が受け取れる。

死亡保険金と満期保険金は同額である。

(4) 定期保険特約付養老保険

養老保険に定期保険を特約として組み合わせた保険である。